

(気体燃料を使用する器具)

第 19 条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第 17 条第 1 項第 1 号から第 10 号までの規定を準用する。

別表第 1 (第 19 条関係)

種 類						離 隔 距 離 (c m)					備 考
						入 力	上 方	側 方	前 方	後 方	
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW 以下	100	30	100	4.5	注：熱対流方向が一方方向に集中する場合には 60cm とする。
					全周放射型	7kW 以下	100	100	100	100	
			バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kW 以下	100	4.5	4.5 注	4.5		
				強制対流型	7kW 以下	4.5	4.5	60	4.5		
	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW 以下	80	15	80	4.5		
				全周放射型	7kW 以下	80	80	80	80		
			バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kW 以下	80	4.5	4.5 注	4.5		
				強制対流型	7kW 以下	4.5	4.5	60	4.5		

種 類		離 隔 距 離 (c m)									
		入力	上方	側方	前方	後方	備考				
調理器具	気体燃料	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ (1口)	5.8kW以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
				卓上型こんろ (2口以上)・ グリル付こんろ・グリドル付 こんろ	1.4kW以下	100	15注	15	15注		
		開放式	バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	100	15	15		15
				加熱部が隠ぺい	卓上型オーブン・グリル (フードを付けない場合)	7kW以下	50	4.5	4.5		4.5
		開放式	バーナーが隠ぺい	加熱部が隠ぺい	卓上型オーブン・グリル (フードを付ける場合)	7kW以下	15	4.5	4.5		4.5
					炊飯器 (炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	30	10	10		10
	圧力調理器 (内容積10リットル以下)	—	30	10	10	10					
	不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ (1口)	5.8kW以下	80	0	—	0		
				卓上型こんろ (2口以上)・ グリル付こんろ・グリドル 付こんろ	1.4kW以下	80	0	—	0		
			開放式	バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	80	0	—	0
					加熱部が隠ぺい	卓上型オーブン・グリル (フードを付けない場合)	7kW以下	30	4.5	—	4.5
			開放式	バーナーが隠ぺい	加熱部が隠ぺい	卓上型オーブン・グリル (フードを付ける場合)	7kW以下	10	4.5	—	4.5
炊飯器 (炊飯容量4リットル以下)						4.7kW以下	15	4.5	—	4.5	
圧力調理器 (内容積10リットル以下)	—	15	4.5	—	4.5						

- 備考1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

【解釈及び運用】

1 本条は、都市ガス及びプロパンガス等の気体燃料を使用する器具についての規定である。

第1項は、ガス用ゴム管を過度に長いものを使用した場合は折れ、ねじれが生じるおそれがあり、短すぎる場合は引張り等の力がかかるおそれがあるため、これらによる事故を防止するため「器具に応じた適当な長さ」としたものである。

「器具に応じた適当な長さ」とは、普通のゴムホースにあつては、原則として2m以内にすべきである。

2 第2項は、第17条第1項第1号から第10号までの規定が準用されることを規定している。

気体燃料を使用する卓上型こんろ、卓上型グリル、炊飯器等の調理用器具及び移動式ストーブを設置する場合の可燃物等からの離隔距離については次による。

なお、本項でいう調理用器具及び移動式ストーブは、JIS又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限られる。これらのものには、次のいずれかの証票が付与されている。



(財)日本ガス機器検査協会(JIA)検査合格・認証表示



(平成7年3月31日まで)

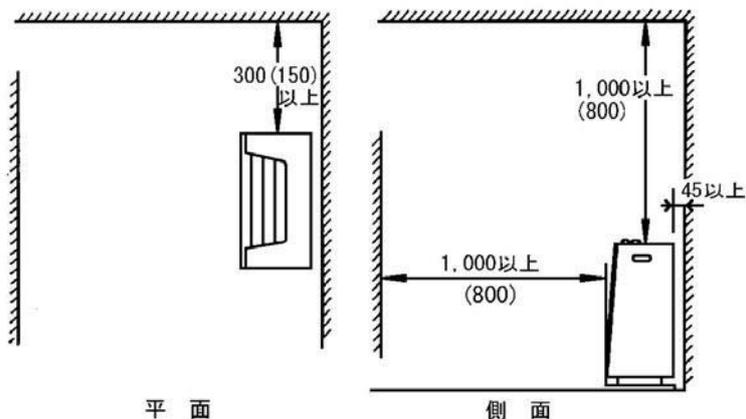


(平成7年4月1日から)

(1) 設置例

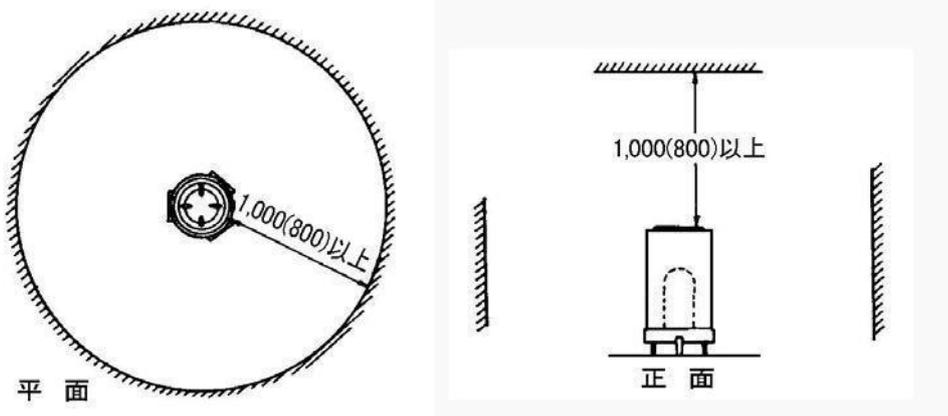
ア 移動式ストーブと「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離 (mm) (バーナーが露出) の例

(ア)前方放射型



注 () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

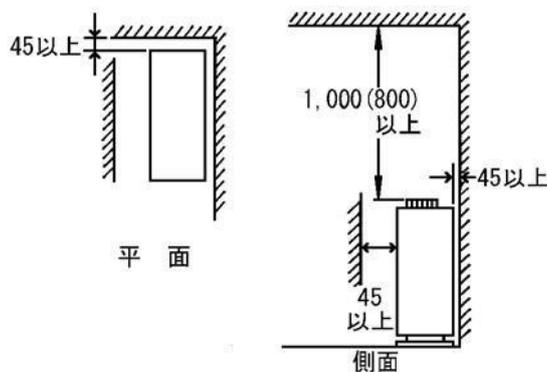
(イ)全周放射型



注 () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

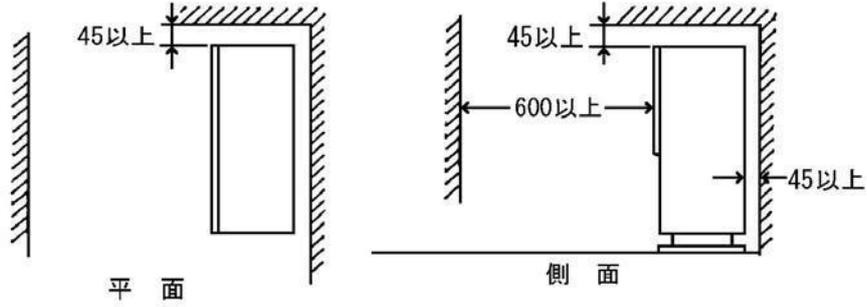
イ 移動式ストーブと「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離 (mm) (バーナーが隠ぺい) の例

(ア)自然対流型



注 () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

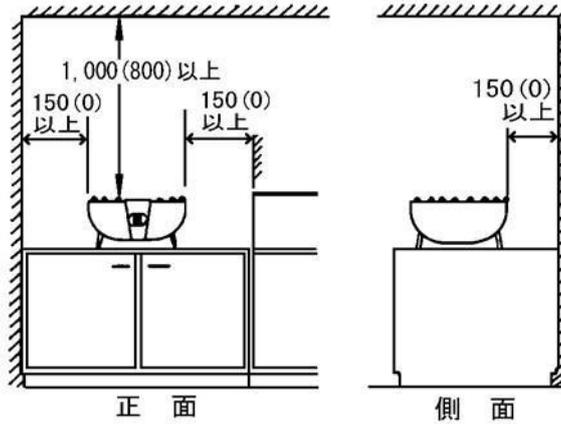
(イ) 強制対流型



注 () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

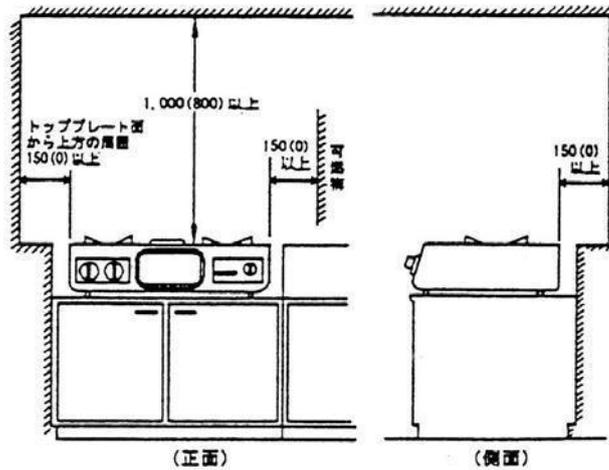
ウ こんろ（バーナーが露出）と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離（mm）の例

(ア) 卓上型こんろ（1口）



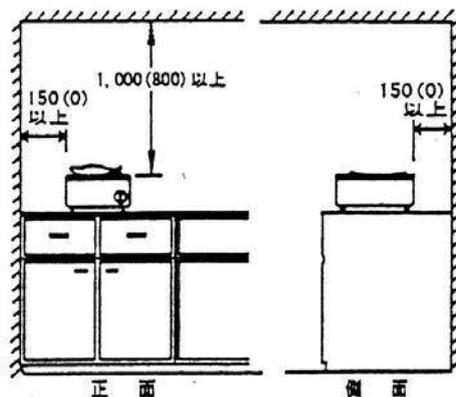
注 () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

(イ) 卓上型こんろ（2口以上）、卓上型グリル付こんろ



注 () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

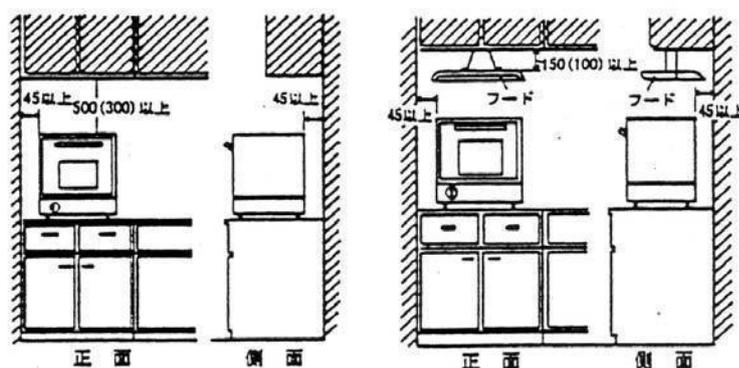
エ 卓上型グリル（加熱部が開放されているもの）と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離（mm）の例



注（）内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

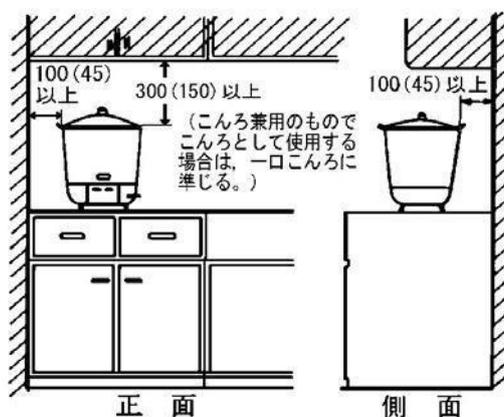
オ 卓上型オープン・グリル（火熱部が隠ぺいされているもの）と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離（mm）（バーナーが隠ぺい）の例

① フードを付けない場合 ② フードを付ける場合



注（）内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

カ 炊飯器（4ℓ以下）及び圧力調理器（内容積10ℓ以下）と「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離（mm）（バーナーが隠ぺい）の例



注（）内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

- (2) 調理用器具のうち、卓上型こんろ等が排気フードの下において使用される場合にあっては、当該排気フードの構造について、厨房設備の排気フードの基準に準じたものとなるよう指導すること。
- (3) J I S又はこれと同等以上の基準に適合しないものは、火災予防上問題があり、個々の器具について、安全性の確認をする必要がある。
- (4) 卓上型こんろ等とグリズ除去装置の「火災予防上安全な距離」は、(1)にかかわらず、厨房設備とグリズ除去装置との火災予防上安全な距離に準じて指導すること。